

令和7年度北上市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱を次のように定め、令和7年1月1日から適用する。

令和7年6月27日

北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、令和6年度に実施された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税を補足する給付金（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）を支給することにより、賃金上昇が物価高に追い付いていない市民の負担を軽減し、デフレからの完全脱却を目指すことを目的とする。

（支給対象者）

第2 調整給付金（不足額給付分）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日に市に住所を有する者（市の住民基本台帳に登録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が市において課される者等を含み、市以外の市町村において個人住民税所得割が課されている者等を除く。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得

た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等（調整給付金（当初給付分）の受給に係る手続を行わず調整給付金（当初給付分）を受けなかったことを含む。以下同じ。）した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外の者にあつては、零とする。）

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
- (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
- (4) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- (2) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）の対象世帯の世帯主又は世帯員（支給額）

第3 第2第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合

は同号イを、それぞれ零として算定し、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に登録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零として算定する。

- 2 第2第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に登録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。
- 3 第2第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の租税特別措置法に基づく令和6年分特別税額控除額及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく令和6年度分特別税額控除額、並びに既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額及び第2第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 第2第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月25日とする。
- 5 第4第1項の規定による支給の申込み及び第5第1項の確認書の送付に係る調整給付金（不足額給付分）の額は、事務処理基準日の課税情報により決定するものとし、同日以後に生じた異動は調整給付金（不足額給付）の額に反映しないものとする。ただし、第5第3項の規定による申請があった場合は、当該異動を反映して調整給付金（不足額給付分）の額を決定するものとする。

（支給の申し込み）

- 第4 市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条の規定に基づき公的給付支給等口座の登録をしている者その他の金融機関の口座番号を把握できる支給対象者（第2第1項第1号に該当するものに限る。）に対し、別に定める調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせにより支給の申込みを行い、調整給付金（不足額給付分）の受給の意向を確認するものとする。
- 2 支給の申込みを受けた支給対象者（以下「積極支給対象者」という。）が、前項の金融機関の口座と異なる口座に調整給付金（不足額給付分）の振込みを希望するときは、その旨を書面により申し出るものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給の申込み後速やかに、積極支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

（支給口座の確認等）

第5 市長は、積極支給対象者を除く支給対象者に対し、別に定める調整給付金（不足額給付分）確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の規定により確認書の送付を受けた者は、調整給付金（不足額給付分）の振り込みを希望する金融機関の口座等を記入し、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 第1項の確認書の送付を受けなかった支給対象者が、調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとするときは、市長が別に定める調整給付金（不足額給付分）申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（代理による申請等）

第6 第5第2項の規定による確認書の提出又は第5第3項の規定による申請（以下「申請等」という。）を代理人により行うときは、第5第2項又は第3項に規定する書類に加え、当該申請等に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

（申請等の期限）

第7 申請等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（支給の決定）

第8 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から調整給付金（不足額給付分）の請求があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第9 調整給付金（不足額給付分）の支給は、第4第1項の金融機関の口座又は申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 市長は、特別の事情により前項の規定による方法が困難であると認める場合は、現金により支給することができる。

（支給の取扱い）

第10 調整給付金（不足額給付分）の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第9第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は代理人の責に帰すべ

き事由により令和7年11月30日までに支給ができなかったときは、調整給付金（不足額給付分）の受給を辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対し、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（事業の委託）

第13 市長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に事業の実施を委託することができる。

（補則）

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。